

聖隸クリストファー大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 聖隸クリストファー大学大学院（以下「本大学院」という）は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の、高度かつ専門的な理論および応用を教授研究し、深奥な学識と研究能力を養い、保健医療福祉に関わる専門教育の向上・発展に寄与するとともに人々の健康・安寧と福祉に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本大学院は、前条の目的および社会的使命を達成するために教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うこととする。

2. 前項の点検および評価に関する規程は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 3 条 本大学院は、授業および研究指導の内容および方法の改善を図るために組織的な研修および研究を実施するものとする。

(研究科および課程)

第 4 条 本大学院に次の研究科および専攻を置く。

看護学研究科看護学専攻

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻

社会福祉学研究科社会福祉学専攻

2. 本大学院の課程は、博士課程とし、博士前期課程および博士後期課程に区分して、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3. 博士前期課程および博士後期課程に、履修上のコースとして長期在学コースを置く。

(課程の目的)

第 5 条 本大学院博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の分野における研究能力、または高度の専門性を要する看護、リハビリテーション、福祉の実務ならびに教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2. 本大学院博士後期課程は、幅広い視野で人間と社会を捉え、看護、リハビリテーション、社会福祉の各専門分野およびそれらの連携・協働について深く追求し、自立して研究活動を行い得る優れた専門性と人間性を備えた、広く世界に通用する高度専門職業人を育成することを目的とする。

3. 各研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

第2章 標準修業年限および収容定員

(標準修業年限および在学年限)

第 6 条 本大学院の博士前期課程の標準修業年限は 2 年とする。ただし、長期在学コースの修業年限は 3 年とする。

2. 本大学院の博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。ただし、長期在学コースの修業年限は 4 年とする。

3. 博士前期課程および博士後期課程において所定の修業年限の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第 7 条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

課程	研究科名	入学定員	収容定員
博士前期課程	看護学研究科	10 名	20 名
	リハビリテーション科学研究科	15 名	30 名
	社会福祉学研究科	10 名	20 名
博士後期課程	看護学研究科	5 名	15 名
	リハビリテーション科学研究科	5 名	15 名
	社会福祉学研究科	3 名	9 名

第3章 学年、学期および休業日

(学年、学期、休業日)

第8条 本大学院の学年、学期および休業日等については、聖隸クリストファー大学（以下「本学」という）学則の規定を準用する。

第4章 入学、休学、転学、退学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学期の初めとする。

(博士前期課程の入学資格)

第10条 博士前期課程に入学することができる者は、学校教育法第102条および同法施行規則第155条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6)専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7)文部科学大臣の指定した者
- (8)学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、本大学院が本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9)本大学院が、入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第11条 博士後期課程に入学することができる者は、学校教育法第102条および同法施行規則第156条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)修士の学位を有する者
- (2)外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4)我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5)文部科学大臣の指定した者
- (6)本大学院が、入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第12条 本大学院に入学を希望する者は、所定の書類に検定料を添えて所定の期間中に提出しなければならない。出願の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 入学志願者に対しては、選考を行う。

2. 選考の方法および時期については、別に定める。

(入学手続きおよび入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。
3. 前2項の規定は、再入学、転入学の場合に準用する。

(再入学)

第15条 退学した者が再入学を願い出たときは、収容定員に余裕のある場合に限り、該当する研究科委員会の議を経て、再入学を許可することができる。

(転入学)

第 16 条 他の大学院の学生が、本大学院に転入学しようとする時は、所属の大学の学長の承認書を添えて、転学願を提出しなければならない。

2. 前項の場合、収容定員に余裕のある場合に限り、該当する研究科委員会の議を経て、入学を許可することがある。

(休学および休学期間)

第 17 条 疾病その他のやむを得ない事情により休学しようとするときは、保証人連署の休学願に医師の診断書または理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければならない。

2. 引き続き休学できる期間は、原則として 1 年以内とし、休学期間は在学年限には算入しない。

(復学)

第 18 条 休学期間に休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 19 条 他の大学院に転学しようとするときには、その理由を申し出て、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第 20 条 本大学院が教育上有益と認めたときには、学長は、学生が外国の大学院に留学することを認めることがある。

2. 留学の期間は、1 年を原則とし、第 6 条に定める修業年限に含めるものとする。
3. その他留学に関する規程は別に定める。

(退学)

第 21 条 退学しようとするときは、事由を記して保証人連署の上願い出、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 6 条に定める期間をこえた者。
- (2) 休学期間をこえてなお復学し修学できない者。
- (3) 長期にわたり行方不明の者。
- (4) 正當な理由なく所定の期限までに授業料その他の学費または在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。

第 5 章 教育課程および履修方法

(授業科目)

第 23 条 本大学院における教育課程は、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5 および別表 1-6 のとおりとする。

(研究指導教員)

第 24 条 研究科委員会は、授業科目の履修指導および学位論文の作成等の指導を行うために、各学生ごとに指導教員を定める。

2. 指導教員は、原則として研究指導の教授とする。

3. 学生は、履修すべき授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けるものとする。

(教育方法の特例)

第 25 条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(学部等の授業科目の聽講)

第 26 条 本大学院に在学する者は、研究指導にあたる教員と当該授業科目の担当教員の許可を得て、博士前期課程の学生は学部の授業科目を、博士後期課程の学生は博士前期課程および学部の授業科目を聽講することができる。

第 6 章 課程修了の認定、要件および学位

(課程修了の認定、要件および学位)

第 27 条 本大学院の課程修了の認定、要件および学位については、本大学院学則のほか、別に定める本学学位規程による。

(単位の認定)

第 28 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験または研究報告により担当教員が行う。

2. 病気その他の事由によって、正規の試験を受けることができなかつた者には、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、追試験を行うことができる。

(単位の評価)

第 29 条 各授業科目および学位論文の成績の評価および合否は、次のとおりとする。

- (1) 科目試験は、A、B、C、D とし A、B、C を合格とする。
- (2) 学位論文および最終試験は、合格、不合格とする。

(学位論文および最終試験の判定)

第 30 条 学位論文の審査および最終試験は、本学学位規程によって定める審査委員が行い、その成績に基づいて学生が所属する研究科の研究科委員会が判定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 31 条 教育上有益と認められるときは、本大学院入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、15 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。
3. 前項により認定する単位は、第 32 条第 2 項で認定する単位と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(他大学院における授業科目の履修)

第 32 条 教育上有益と認められるときは、他の大学院との協議に基づき、他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、入学前の既修得単位と合わせて 15 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。
3. 前項により認定する単位は、第 31 条第 2 項で認定する単位と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(博士前期課程修了の要件)

第 33 条 博士前期課程に 2 年以上在学し、授業科目について看護学研究科の修士論文コースにおいては 32 単位以上、看護学研究科の高度実践看護コース専門看護師プログラムにおいては 38 単位以上、プライマリケア N P プログラムにおいては 55 単位以上、リハビリテーション科学研究科および社会福祉学研究科においては 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者をもって修了と認定する。ただし、在学期間にに関しては、優れた業績を上げたと学長が認める者については、本大学院博士前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、看護学研究科の高度実践看護コース及びリハビリテーション科学研究科においては特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程修了の要件)

第 34 条 博士後期課程に 3 年以上在学し、授業科目について 14 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者をもって修了と認定する。

2. 前項の規定にかかわらず、優れた業績を上げたと学長が認める者の在学期間にに関しては、本大学院博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。ただし、博士前期課程を含め大学院の在学期間は 3 年以上でなければならない。

(学位)

第 35 条 第 33 条および第 34 条により修了と認定された者には、研究科の区分に応じ次のとおり学位を授与する。

課程	研究科名	学位名称
博士前期課程	看護学研究科	修士（看護学）
	リハビリテーション科学研究科	修士（リハビリテーション科学）
	社会福祉学研究科	修士（社会福祉学）
博士後期課程	看護学研究科	博士（看護学）
	リハビリテーション科学研究科	博士（リハビリテーション科学）
	社会福祉学研究科	博士（社会福祉学）

第7章 授業料等

(授業料等の種類および額)

第36条 本大学院の授業料等、学費の種類および額は別表2-1、別表2-2、別表2-3および別表2-4のとおりとする。学費は、社会情勢によって次の年度に進むとき変更することがある。

(授業料等の納付)

第37条 学生は前条に定める授業料等を納付しなければならない。
2. 授業料等は各期毎の定める期日までに、納付しなければならない。
3. 退学または転学する場合は、その日の属する学期の授業料等を納付しなければならない。
4. 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料を免除する。ただし、別表3に定める在籍料を納入しなければならない。
5. 春セメスターまたは秋セメスターの中途で復学した場合は、復学した当該期の授業料等は全て納付しなければならない。

(授業料等の不還付)

第38条 既に納入した入学検定料および入学金、授業料等は還付しない。ただし、前条第4項に該当する場合はこの限りではない。

第8章 教員組織および運営組織

(教員組織)

第39条 本大学院における授業および研究指導は、原則として本学の教授がこれを担当する。ただし、必要に応じ非常勤講師をもってこれに充てることができる。

(大学院委員会)

第40条 本大学院の運営に係る事項を審議するため、大学院委員会を置く。
2. 大学院委員会については、別に定める。

(研究科委員会)

第41条 教学に関する事項を審議するため、各研究科に研究科委員会を置く。
2. 研究科委員会については、別に定める。

(事務の執行)

第42条 本大学院に関する事務の執行は、本学事務組織がこれに当たる。

第9章 研究生および科目等履修生

(研究生)

第43条 本大学院入学資格に該当する者で、特定の授業科目を履修し、または研究指導を志望する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、出願先の研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。
2. 前項の他、研究生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第44条 本大学院入学資格に該当する者で、聴講または単位取得を目的として特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない限り、出願先の研究科委員会の議を経て、科目等履修生として受け入れを許可することがある。
2. 前項の他、科目等履修生に関する規程は別に定める。

第10章 外国人留学生

(外国人留学生)

第45条 本大学院入学資格と同等以上の学力をもつ外国人で、大学院において教育をうける目的をもって入国し、本大学院に入学を志望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
2. 前項の他、外国人留学生の入学等については別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第46条 人物および学業の特に優秀な者は、表彰することがある。

(罰則)

第 47 条 この学則に違反し、学生としての本分に反する行為があった場合には、大学院委員会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

第 12 章 雜則

(準用規定)

第 48 条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関して必要な事項は、本学学則を準用する。

(改廃)

第 49 条 この学則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き、大学院委員会の議を経て、理事会が行う。

- 附 則 1. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 31 条別表 2-1 に定める入学金、授業料、教育実習費および施設維持費は平成 16 年度入学生から適用する。ただし、平成 15 年度以前の入学生については従前の例によるものとする。
- 附 則 1. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、保健科学研究科保健科学専攻は、平成 23 年 3 月 31 日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
3. 第 8 条の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 24 年度までの間の博士後期課程の収容定員は以下の表による。

研究科名	平成 23 年度	平成 24 年度
看護学研究科	5 名	10 名
リハビリテーション科学研究科	5 名	10 名
社会福祉学研究科	3 名	6 名

- 附 則 1. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 7 条の規定にかかわらず、2020 年度のリハビリテーション科学研究科博士前期課程の収容定員は以下の表による。

課程	研究科名	2020 年度
博士前期課程	リハビリテーション科学研究科	25 名

- 附 則 1. この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 37 条別表 3 に定める在籍料は 2022 年度に在籍する者から適用する。
- 附 則 1. この学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

第 23 条別表 1-1 教育課程(博士前期課程)

看護学研究科看護学専攻

区分		授業科目	修士論文 コース		高度実践看護コース				備考	
					専門看護師 プログラム		プライマリケア N P プログラム			
			必修	選択	必修	選択	必修	選択		
共通科目		キリスト教倫理特論		2		2		2	<修士論文コース> 必修 4 単位と選択科目から 6 単位以上、合計 10 単位以上を履修する。 <高度実践看護コース : 専門看護師プログラム> 基盤科目 A から 8 単位以上と基盤科目 B から 6 単位、合計 14 单位以上を履修する	
		保健医療倫理学特論		2		2		2		
		健康増進・医療経済政策特論		2		2		2		
		臨床疫学特論－EBM 実践入門－		2		2		2		
		実験的研究法		2		2		2		
		社会調査特論		2		2		2		
		人体構造・機能学特論		2		2		2		
		心理学特論		2		2		2		
		教育方法学特論		2		2		2		
		保健科学英語特論		2		2		2		
基盤科目	A	マネジメント論		2		2		2	<高度実践看護コース : 専門看護師プログラム> 基盤科目 A から 8 単位以上と基盤科目 B から 6 単位、合計 14 单位以上を履修する	
		教育工学特論		2		2		2		
		看護理論	2		2		2			
		看護研究方法	2		2		2			
		看護倫理		2		2		2		
		看護管理論		2		2		2		
	B	看護政策論		2		2		2	<高度実践看護コース : プライマリケア N P プログラム> 基盤科目 A から 10 単位以上と基盤科目 C から 10 単位、合計 22 単位以上を履修する。	
		看護コンサルテーション論		2		2		2		
	C	フィジカルアセスメント		2		2		2	<高度実践看護コース : プライマリケア N P プログラム> 基盤科目 A から 10 単位以上と基盤科目 C から 10 単位、合計 22 単位以上を履修する。	
		病態生理学		2		2		2		
		臨床薬理学		2		2		2		
		臨床病態生理学・疾病概論					2			
専門科目	看護学分野	臨床推論				2			<修士論文コース> 専攻領域の看護学特論、演習を含め 8 単位以上と専攻領域以外の専門科目 2 単位以上および特別研究を履修する。 <高度実践看護コース : 専門看護師プログラム>	
		フィジカルアセスメント特論 I				2				
		フィジカルアセスメント特論 II				1				
		臨床薬理学特論 I				1				
		臨床薬理学特論 II				1				
		医療安全・特定行為実践特論				2				
		特定行為共通科目演習				1				
		基礎看護学領域				1				
		基礎看護学特論		2						
		看護教育特論		2						
		看護技術開発		2						
		基礎看護学特論演習		2						
		基礎看護学特論実習		2						
		基礎看護学特別研究		8						
		看護管理学領域								
		看護管理学特論		2						
		専門看護管理特論		2						
		看護管理学特論演習		2						
		看護管理学特論実習		2						
		看護管理学特別研究		8						
		地域看護学領域							専攻領域の専門科目から 24 単位以上を履修する。	
		地域看護学特論		2						
		地域看護学援助特論 I		2						
		地域看護学援助特論 II		2						
		地域看護学特論演習		2						
		地域看護学特論実習		2						
		地域看護学特別研究		8						

区分		授業科目	修士論文 コース		高度実践看護コース				備考
					専門看護師 プログラム		プライマリケア N P プログラム		
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	
専 門 科 目	看護学分野	<在宅看護学領域> 在宅看護学特論 在宅看護学援助特論 I 在宅看護学援助特論 II 在宅看護学援助特論 III 在宅看護学援助特論 IV 在宅看護学特論演習 在宅看護学高度実践演習 I 在宅看護学高度実践演習 II 在宅看護学特論実習 在宅看護学高度実践実習 I 在宅看護学高度実践実習 II 在宅看護学高度実践実習 III 在宅看護学高度実践実習 IV 在宅看護学特別研究 在宅看護学課題研究			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 8	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			<高度実践看護コース：プライマリケア N P プログラム> 専攻領域の専門科目から 33 単位を履修する。
		<老年看護学領域> 老年看護学特論 高齢者保健医療福祉政策論 老年病態・検査・治療・管理論 老年看護援助特論 I 老年看護援助特論 II 老年慢性看護論 認知症高齢者看護特論 老年看護学特論演習 老年看護学特論実習 老年看護学高度実践実習 I 老年看護学高度実践実習 II 老年看護学特別研究 老年看護学課題研究			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 8	2 2 2 2 2 2 2 2 2 6 4			
		<精神看護学領域> 精神看護学特論 地域精神保健活動特論 精神看護学特論演習 精神看護学特論実習 精神看護学特別研究			2 2 2 2 8				
		<慢性看護学領域> 慢性看護学特論 慢性看護学援助特論 I 慢性看護学援助特論 II 慢性看護学援助特論 III 慢性看護学援助特論 IV 慢性看護学特論演習 慢性看護学高度実践演習 I 慢性看護学高度実践演習 II 慢性看護学特論実習 慢性看護学高度実践実習 I 慢性看護学高度実践実習 II 慢性看護学高度実践実習 III 慢性看護学特別研究 慢性看護学課題研究			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 8	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			

区分		授業科目	修士論文 コース		高度実践看護コース		備考
					専門看護師 プログラム	N P プログラム	
			必修	選択	必修	選択	必修
専 門 科 目	看護学分野	<急性看護学領域>					
		急性看護学特論		2	2		
		急性看護学援助特論 I		2	2		
		急性看護学援助特論 II		2	2		
		急性フィジカルアセスメント		2	2		
		急性病態生理論		2	2		
		急性看護学特論演習 I		2	2		
		急性看護学特論演習 II			2	2	
		急性看護学援助特論演習			2	2	
		急性看護学特論実習			2	2	
		急性看護学高度実践実習 I			6		
		急性看護学高度実践実習 II			4		
		急性看護学特別研究		8			
		急性看護学課題研究			2		
		<がん看護学領域>					
		がん看護学特論		2	2		
		がん看護援助特論		2	2		
		がん看護病態特論		2	2		
		緩和ケア特論		2	2		
		緩和ケア援助特論		2	2		
		がん看護学特論演習		2	2		
		がん看護学演習 I			2	2	
		がん看護学演習 II			2	2	
		がん看護学特論実習		2	2		
		がん看護学高度実践実習 I			2	2	
		がん看護学高度実践実習 II			2	2	
		がん看護学高度実践実習 III			6		
		がん看護学特別研究		8			
		がん看護学課題研究			2		
		<ウイメンズヘルス看護学領域>					
		ウイメンズヘルス看護学特論		2	2		
		ウイメンズヘルスケア特論		2	2		
		ハイリスク周産期ケア特論		2	2		
		ウイメンズヘルス看護学特論演習		2	2		
		ウイメンズヘルス看護学特論実習		2	2		
		ウイメンズヘルス看護学特別研究		8			
		<助産学領域>					
		助産学特論		2	2		
		助産援助特論		2	2		
		助産学特論演習		2	2		
		助産学特論実習		2	2		
		助産学特別研究		8			
		<小児看護学領域>					
		小児看護学特論 I		2	2		
		小児看護学特論 II		2	2		
		小児病態・治療論		2	2		
		小児看護援助特論 I		2	2		
		小児看護援助特論 II		2	2		
		小児看護援助特論 III		2	2		
		小児看護学特論演習		2	2		
		小児看護学演習 I			2	2	
		小児看護学演習 II			2	2	
		小児看護学特論実習		2	2		
		小児看護学高度実践実習 I			2	2	
		小児看護学高度実践実習 II			3		
		小児看護学高度実践実習 III			5		

区分		授業科目	修士論文 コース		高度実践看護コース		備考	
					専門看護師 プログラム	プライマリケア N P プログラム		
			必修	選択	必修	選択	必修	選択
専 門 科 目	看護学分野	小児看護学特別研究		8		2		
		小児看護学課題研究						
		<プライマリケア看護学領域>						
		プライマリケア看護学特論 I				2		
		プライマリケア看護学特論 II				2		
		プライマリケア看護学特論演習 I				2		
		プライマリケア看護学特論演習 II				2		
		プライマリケア看護学特論演習 III				2		
		プライマリケア看護学特論演習 IV				2		
		プライマリケア看護学特論演習 V				2		
		プライマリケア看護学特論演習 VI				2		
		プライマリケア看護学実習 I				1		
		プライマリケア看護学実習 II				6		
		プライマリケア看護学実習 III				8		
		プライマリケア看護学課題研究				2		

注 1) 専門科目は、1 分野 12 領域から 1 領域を専攻する。

注 2) 修了に必要な単位は修士論文コース 32 単位以上、高度実践看護コース 専門看護師プログラム 38 単位以上、プライマリケア N P プログラム 55 単位以上。

第 23 条別表 1-2 教育課程(博士前期課程)

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備 考
共通科目	キリスト教倫理特論 保健医療倫理学特論 健康増進・医療経済政策特論 臨床疫学特論－EBM 実践入門－ 実験的研究法 社会調査特論 人体構造・機能学特論 心理学特論 教育方法学特論 保健科学英語特論 マネジメント論 教育工学特論		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6 科目 12 単位以上選択
基盤科目	リハビリテーション研究入門 内部障害リハビリテーション学 生活環境リハビリテーション学 嚥下障害リハビリテーション学 インストラクショナルデザイン特論 リハビリテーション教育演習		2 2 2 2 2 2	
専門科目	<理学療法学領域> 理学療法学特論 I 理学療法学特論 II 理学療法学特論演習		2 2 2	専攻領域の特論 I・II 4 単位、演習 2 単位と専攻領域以外の特論の中から 2 科目 4 単位以上および専攻分野の特別研究又は課題研究を履修する。
	<理学療法開発学領域> 理学療法開発学特論 I 理学療法開発学特論 II 理学療法開発学特論演習		2 2 2	
	理学療法学特別研究 理学療法教育学課題研究		8 8	
	<作業療法学領域> 作業療法学特論 I 作業療法学特論 II 作業療法学特論演習		2 2 2	
	<作業療法開発学領域> 作業療法開発学特論 I 作業療法開発学特論 II 作業療法開発学特論演習		2 2 2	
	作業療法学特別研究 作業療法教育学課題研究		8 8	
	<言語聴覚障害学領域> 言語聴覚障害学特論 I 言語聴覚障害学特論 II 言語聴覚障害学特論演習		2 2 2	
	<摂食嚥下障害学領域> 摂食嚥下障害学特論 I 摂食嚥下障害学特論 II 摂食嚥下障害学特論演習		2 2 2	
	言語聴覚学特別研究 言語聴覚教育学課題研究		8 8	

注) 修了に必要な単位は 30 単位以上

第 23 条別表 1-3 教育課程(博士前期課程)

社会福祉学研究科社会福祉学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備 考
共通科目	キリスト教倫理特論 保健医療倫理学特論 健康増進・医療経済政策特論 臨床疫学特論－EBM 実践入門－ 実験的研究法 社会調査特論 人体構造・機能学特論 心理学特論 教育方法学特論 保健科学英語特論 マネジメント論 教育工学特論		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<p>① <u>必修 6 単位と共通科目、基盤科目から 3 科目 6 単位以上を履修する</u></p> <p>② 専門科目から研究領域の特論 I・II、特論演習、特別研究の 4 科目 14 単位を履修する。</p> <p>③ 他の領域の特論科目を履修することができる。</p>
基盤科目	社会福祉原論 ソーシャルワーク論 福祉思想 社会福祉政策論 社会福祉実践研究 社会福祉実習		2 2 2 2 2	
専門科目	<社会福祉・ソーシャルワーク領域> 社会福祉・ソーシャルワーク特論 I 社会福祉・ソーシャルワーク特論 II 社会福祉・ソーシャルワーク特論演習		2 2 2	
社会福祉学分野	<介護福祉領域> 介護福祉特論 I 介護福祉特論 II 介護福祉特論演習		2 2 2	
	<子ども家庭福祉領域> 子ども家庭福祉特論 I 子ども家庭福祉特論 II 子ども家庭福祉特論演習		2 2 2	
	社会福祉学特別研究		8	

注) 修了に必要な単位は 30 単位以上

第 23 条別表 1-4 教育課程（博士後期課程）

看護学研究科看護学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備考	
共通科目	インター・プロフェッショナル・ワーカー特講 インター・プロフェッショナル・ワーカー演習 リーダーシップ特講 保健科学研究方法特講Ⅰ 保健科学研究方法特講Ⅱ 保健科学英語特講	2	1 2 2 2 2	必修を含む3科目5単位以上を履修する。	
専門科目 看護学分野	<基礎看護学領域> 基礎看護学特講 基礎看護学特講演習		2 1	各自が選択した研究領域の特講2単位、演習1単位および特別研究6単位、合計9単位以上を履修する。	
	<看護管理学領域> 看護管理学特講 看護管理学特講演習		2 1		
	<地域看護学領域> 地域看護学特講 地域看護学特講演習		2 1		
	<老年看護学領域> 老年看護学特講 老年看護学特講演習		2 1		
	<精神看護学領域> 精神看護学特講 精神看護学特講演習		2 1		
	<慢性看護学領域> 慢性看護学特講 慢性看護学特講演習		2 1		
	<急性看護学領域> 急性看護学特講 急性看護学特講演習		2 1		
	<がん看護学領域> がん看護学特講 がん看護学特講演習		2 1		
	<リプロダクティブ・ヘルス看護学領域> リプロダクティブ・ヘルス看護学特講 リプロダクティブ・ヘルス看護学特講演習		2 1		
	<小児看護学領域> 小児看護学特講 小児看護学特講演習		2 1		
	看護学特別研究		6		

注) 修了に必要な単位は 14 単位以上

第 23 条別表 1-5 教育課程（博士後期課程）

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備考
共通科目	インタープロフェッショナルワーク特講 インタープロフェッショナルワーク演習 リーダーシップ特講 保健科学研究方法特講Ⅰ 保健科学研究方法特講Ⅱ 保健科学英語特講	2 1 2 2 2 2		必修を含む 3 科目 5 単位以上を履修する。
専門科目	理学療法学分野 <理学療法科学領域> 理学療法科学特講 理学療法科学特講演習		2 1	各自が選択した研究領域の特講 2 単位、演習 1 単位および特別研究 6 単位、合計 9 単位以上を履修する。
	<理学療法開発学領域> 理学療法開発学特講 理学療法開発学特講演習		2 1	
	理学療法学特別研究		6	
	作業療法学分野 <作業療法科学領域> 作業療法科学特講 作業療法科学特講演習		2 1	
	<作業療法開発学領域> 作業療法開発学特講 作業療法開発学特講演習		2 1	
	作業療法学特別研究		6	
	言語聽覚学分野 <言語聴覚障害学領域> 言語聴覚障害学特講 言語聴覚障害学特講演習		2 1	
	<摂食嚥下障害学領域> 摂食嚥下障害学特講 摂食嚥下障害学特講演習		2 1	
	言語聽覚学特別研究		6	

注) 修了に必要な単位は 14 単位以上

第 23 条別表 1-6 教育課程（博士後期課程）

社会福祉学研究科社会福祉学専攻

区分	授業科目	必修	選択	備 考
共通科目	インタープロフェッショナルワーク特講 インタープロフェッショナルワーク演習 リーダーシップ特講 保健科学研究方法特講Ⅰ 保健科学研究方法特講Ⅱ 保健科学英語特講	2	1 2 2 2 2	必修を含む 3 科目 5 単位以上を履修する。
専門科目	<社会福祉・ソーシャルワーク領域> 社会福祉・ソーシャルワーク特講 社会福祉・ソーシャルワーク特講演習	2	1	各自が選択した研究領域の特講を 2 単位、特講演習 1 単位および特別研究 6 単位の合計 9 単位以上を履修する。
社会 福 祉 学 分 野	<高齢者福祉領域> 高齢者福祉特講 高齢者福祉特講演習	2	1	
	<子ども家庭福祉領域> 子ども家庭福祉特講 子ども家庭福祉特講演習	2	1	
	社会福祉学特別研究	6		

注) 修了に必要な単位は 14 単位以上

第 36 条別表 2-1 授業料等

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	300,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	1,048,000 円	2期に分けて納付

※プライマリケア N P プログラムは履修料（年額）250,000 円を別途納付する。

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	788,000 円	2期に分けて納付

※プライマリケア N P プログラムは履修料（年額）187,000 円を別途納付する。

第 36 条別表 2-2 授業料等

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士前期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	300,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	950,000 円	2期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	713,000 円	2期に分けて納付

第 36 条別表 2-3 授業料等

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士前期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	733,000 円	2期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	550,000 円	2期に分けて納付

第 37 条 別表 3

	金額（学期につき）
在籍料	50,000 円

第 36 条別表 2-4 授業料等

看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	733,000 円	2 期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	617,000 円	2 期に分けて納付

第 36 条別表 2-5 授業料等

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士後期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	733,000 円	2 期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	617,000 円	2 期に分けて納付

第 36 条別表 2-6 授業料等

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士後期課程）

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料（年額）	733,000 円	2 期に分けて納付

長期在学コースを選択し入学した者の授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	摘要
授業料（年額）	617,000 円	2 期に分けて納付

第 37 条 別表 3

	金額（学期につき）
在籍料	50,000 円